

令和2年6月1日
文化振興課

新しい生活様式に基づく武蔵村山市公共施設利用ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナ感染症拡大の防止と社会教育施設等での活動の両立を進めるため、「新しい生活様式」の実践を図りながら、社会教育施設等で行われる活動に係る基本的な考え方を示すものです。

なお、感染状況等の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しなどを行う場合があります。

「新しい生活様式」とは（実践例）

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染対策の3つの基本 ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

人との距離は、できるだけ2m空ける

会話をする際は、可能な限り真正面を避ける

外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用

手洗いは、水と石鹸で丁寧に洗う（手指消毒液の使用も可）

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

まめに手洗い、手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気

身体的距離の確保 「3密」の回避（密集・密接・密閉）

毎朝、体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養

1 基本的な感染症対策を実施する

○体調不良の方の活動自粛

- ・発熱等の風邪の症状がみられる時や体調がすぐれない方の利用は控える。

○感染予防・感染拡大を防ぐ

- ・入館の際には、手洗いや手指の消毒を行うこと。
- ・施設内ではマスク着用、咳エチケットを徹底すること。

○「3密」（密集・密接・密閉）を徹底的に回避した上で活動する。

密集しない 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。

（対策例）

- ・人の密度下げのため、席を一つ空けるなど、席の配置を考慮する。
- ・対人距離を確保して活動する。できるだけ、対面方式は避ける。
- ・部屋の定員の概ね1/2の人数で活動するなど、会場を広く使用する。

密接しない 飛沫を発生させないように工夫する。

(対策例)

- ・近距離での会話や発声の際はマスクを着用する。
- ・大声を出したり、呼気が激しくなる活動は控える。
- ・飲食を伴う活動を行う場合は、手洗いを徹底し、飛沫を発生させないようにする。また、対面での会食を避け、会話を控える。

密閉しない 換気を徹底する。

(対策例)

- ・可能であれば2方向の窓を同時に開ける。
- ・1時間に10分程度は窓を開けて換気を行う。

共通事項

- ・活動前に新型コロナウイルス感染症対策チェックリストを確認し、対策を講じる。利用終了後、チェックリストや参加者名簿を記載し、記載したものは、各団体に保管する。
- ・活動終了後の会話は控え、できるだけ速やかに退館する。

2 イベントの実施について

- ・比較的静粛で座学的な活動。
- ・会話や発声、運動など、多くの飛沫が発生する活動でないもの。
- ・参加者が特定できること。

3 特に注意する活動

- ・飲食を伴う活動
- ・密接が避けられない活動 (例) 囲碁、将棋 など
- ・大きな声を出すことや歌うこと (例) 合唱、カラオケ、詩吟、民謡 など
- ・運動することを目的とした活動 (例) 踊り、ダンス、体操 など

※市民会館大・小ホール、リハーサル室の利用については、担当者と調整すること。

※市主催、共催・後援事業においては、上記3の活動は当面の間、実施しないこととする。

4 活動の参加者を把握する。

参加者名簿を作成し、連絡先を把握する。(感染者が発生した場合に追跡を可能にするための措置。利用団体が保管する。)

5 利用を中止する部屋など

- ・窓のない部屋等（換気のできない部屋）は当面の間、使用中止。

6 本ガイドライン対象施設

対象施設名	問合せ先
公民館（分館含む。）	文化振興課 Tel042-565-1111 内線 653
各地区会館	
各地区集会所	
生涯学習活動室	
屋外体験学習広場	
歴史民俗資料館・分館	
市民会館	市民会館（指定管理者） Tel042-565-0226
緑が丘出張所（会議室）	市民課 緑が丘出張所 Tel042-564-1234
社会福祉関係団体活動室 （市民総合センター内）	障害福祉課 Tel042-590-1185
身体障害者福祉センター調理実習室 （市民総合センター内）	
緑が丘コミュニティセンター （緑が丘ふれあいセンター内）	ふれあいセンター （指定管理者） Tel042-590-0755
男女共同参画センター （緑が丘ふれあいセンター内）	

6 その他

利用する各施設管理者の指示に従うこと。

7 適用期間

本ガイドラインの適用は令和2年6月1日（月）から当面の間とし、状況の変化があった場合には見直す。